

# 国民健康保険税減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、  
保険税が減免となります。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、  
又は重篤な傷病を負った世帯の方

➔ 保険税を全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

➔ 保険税の一部を減額

## 保険税（料）が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、

- ① 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額は控除）
- ② 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○ 保険税の減免額は、  
減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です

減免対象の保険税額(A×B/C)	合計所得金額に応じた減免割合(D)
A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下の場合　：全部(10分の10)
	400万円以下の場合　：10分の8
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	550万円以下の場合　：10分の6
	750万円以下の場合　：10分の4
C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合　：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得額にかかわらず、対象保険税の全額を減免

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細はお問い合わせください。

福祉課 ☎985-7124 (保険・年金班)